

資料900MHz帯自営作2-5

## 電波防護指針の適合性

2017.10.27

日本電気株式会社



# 電波防護指針および比吸収率に関する規定

## 電波防護指針

平成2年に策定された電波防護指針（諮問第38号）において、人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針を定めたもの。

別表第二号の三の二（900MHz帯対象項目を抜粋）

周波数	電界強度 (V/m)	磁界強度 (A/m)	電力束密度 (mW/cm <sup>2</sup> )	平均時間 (分)
300MHzを超え1.5GHz以下	$1.585 f^{1/2}$	$f^{1/2}/237.8$	$f/1500$	6

## 電波防護指針に関する規定（要約）

### ■ 電波法施行規則第21条の3

（電波の強度に対する安全施設）

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。

### ■ 無線設備規則第14条の2

（人体における比吸収率(SAR)の許容値）

携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、・・・無線設備（以下「対象無線設備」）は、対象無線設備から発射される電波から同時に複数の電波（以下「複数電波」）を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波の人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率を毎キログラム当たり2W（四肢にあつては、毎キログラム当たり4W）以下とするものでなければならない。

2 対象無線設備（伝送情報が電話のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該対象無線設備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備）から同時に複数電波を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波の人体頭部における比吸収率を毎キログラム当たり2W以下とするものでなければならない。

3 前二項に規定する比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

# 自営用移動通信システムの電波防護指針（比吸収率）の適合性

## 自営用移動通信システムへの電波防護指針の適合について

自営用移動通信システムでは、LTE仕様に準拠するため、同様の規則に適合すべきと考える。そのため、携帯型移動局については、比吸収率の適合性を確認する必要がある。なお、車載型移動局については、人体の近傍外（20cm以上離隔）で使用されるため、比吸収率の適合性確認は必要ない。

## 適合すべき規則（案）

基地局、陸上移動中継局:電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第21条の3

陸上移動局(車載型移動局除く):無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第14条の2

 **Orchestrating** a brighter world

**NEC**